

前報後連日争議団側、交渉ニ意レツ、アリシカ漸次譲歩スルニ至リ一月三十日、會見ニ於テ解決ヲ告ケタリ

### 二、争議団側ノ動靜

関東労働者組合及労働者在原支部中田惣壽等、態度ニヨリ争議団本部ニ約二十名集合レ前記ノ者ヲ代表トシテ會社側ニ交渉ヲ重ホツ、アリシカ職工中工信會加盟者ノ動靜ハ動モスレバ團員ニ影響シ結束ヲレントスル傾向アルヲ以テ指導部ニ於テモ解決ヲ急キタルヲ抗爭三週間ニテ田端解決セリ

### 三、交渉状況及解決條件

一月廿九日勞資代表、會見ニヨリ、會社側ニ於テ最後の解決案ナリトシテ退職手当規定ノ増額其他ヲ除キ、争議団代表ニ於テモ會社側ノ誠意ヲ認メ大體承認スルコト、ナレカ一應妥當ニ認ルヘトテ翌三十日再會ヲ約シ三日引續キ交渉ノ結果別記ノ通牒書ヲ交換シ翌日より就勞スルコト、ナレリ

右及申(通)教候也

### 別記

#### 費書 (解決条件)

- 一、争議中、日給ノ支給セズ  
但シ日給相當月々金額ヲ家族給與トシテ支給ス
  - 二、争議費用ハ金一封トシテ支給ス (内容ニテ別記)
  - 三、請負制度ハ撤廃セズ
  - 四、戦時性者ハ事件ニ關シテ出サズ
  - 五、最低賃銀二圓五十銭ハ支給セズ  
但シ平均賃銀尨日五十七銭ヲ平均尨自ラ事部トシ八時間制トシテ理日給ヲ支給シ當分、同一時間作業ヲ行ヒ臨時手当日給額ノ二割ヲ支給ス
  - 六、退職手当ハ別表ニ遵
  - 七、精進寺兵八日後二日分ヲ支給ス  
但シ二月連判申退令并返金同以內合計廿分以内トス細則ハ揚子ス
  - 八、年二回定期昇給ノ件ハ應シ難シ  
但シ支系以上支系以下形以下者ニ對シ相効ノ昇給ヲ為ス
- 本争議ハ右ノ条件ヲ依リ解決ス  
昭和六年一月三十日  
争議代表

杉井 爲三郎 (印)  
中田 惣壽 (印)  
太田 見宗 (印)